

# 平成 30 年度財政健全化判断比率及び 資金不足比率に関する審査意見書

## 第 1 審査の対象

- 1 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類
- 2 次の各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
  - (1) 水道事業会計
  - (2) 簡易水道事業特別会計
  - (3) 下水道事業特別会計
  - (4) 農業集落排水事業特別会計
  - (5) 合併浄化槽事業特別会計

## 第 2 審査の期日

令和元年 7 月 29 日(月)

## 第 3 審査の方法

審査に付された各比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類に基づき、関係職員から説明を聴取し、算定過程及び算定要素の正否を確認し、適正に作成されているかを主な着眼点として審査を実施した。

## 第 4 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令等に準拠して適正に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類とも符合し、正確であると認められた。

### 1 健全化判断比率について

| 区 分        | 平成 30 年度 | 平成 29 年度 | 早期健全化基準 |
|------------|----------|----------|---------|
| ① 実質赤字比率   | — %      | — %      | 12.68%  |
| ② 連結実質赤字比率 | — %      | — %      | 17.68%  |
| ③ 実質公債費比率  | 7.6 %    | 7.7 %    | 25.0 %  |
| ④ 将来負担比率   | — %      | 0.2 %    | 350.0 % |

- ① 実質赤字比率について ⇒ 特に指摘すべき事項はない。
- ② 連結実質赤字比率について ⇒ 特に指摘すべき事項はない。
- ③ 実質公債費比率について ⇒ 7.6%で前年度より 0.1 ポイント低下した。
- ④ 将来負担比率について ⇒ 特に指摘すべき事項はない。

## 2 資金不足比率について

| 会 計 名        | 平成 30 年度 | 平成 29 年度 | 経営健全化基準 |
|--------------|----------|----------|---------|
| 水 道 事 業 会 計  | —        | —        | 20.0 %  |
| 簡易水道事業特別会計   | —        | —        |         |
| 下水道事業特別会計    | —        | —        |         |
| 農業集落排水事業特別会計 | —        | —        |         |
| 合併浄化槽事業特別会計  | —        | —        |         |

上記の公営企業会計及び各特別会計は、いずれも黒字であり、算定の基礎となる資金の不足額（赤字）は生じていない。

## 第5 まとめ

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率において算定された各比率は、いずれも基準を下回っている状況であり、健全性が確保されているため、特に指摘すべき事項はなく、国の示す基準から見ると健全な財政の範囲内にあるものと認められる。

しかし、本市の財政状況は厳しい状況に推移することも予想されることなどから、指標の推移を十分注視し、引き続き健全かつ安定的な財政運営に努められたい。

令和元年 8 月 13 日

代表監査委員 小林 春男

監査委員 望月 寛一

監査委員 小浦 宗光